

添付資料1

通告制度の趣旨の上からも現状で問題ないとの意見もあった。

- ・会派における重複質問の是非については、別途、議会運営委員会で協議することとする。

ケ、議員の発言権の保障

- ・一般質問における一人100分の時間配分について、会派に配分し、会派の質問時間を確保できないか、また、予算、決算審査における質疑でも、会派による時間制を検討すべきではないかとの意見があった。
- ・議論の結果、一般質問については現状どおりとすることとした。
- ・予算・決算審査については、款別審査における一議員2回までの発言の制限をなくし、審議日程を確保し、議論の活性化と議員の発言権を保障する方向で、新たなルールを設けることで合意した。
- ・一般会計の審査においては、総括質疑を会派代表が行い、款別審査、特別会計審査に別のルールを設ける。また、最後に会派による締めくくり質疑を行い、会派において論点整理に努めることとする。
- ・具体的な時間配分等のルールや運営方法については、議会運営委員会、予算・決算特別委員会理事会において、協議を行うこととする。

コ、議場へのパソコンの持ち込み

- ・ノートパソコンの改良やタブレットの開発により、ルールを設けて議場での使用を認めるべきという意見に対して、通信機能やゲーム機能などもあり、市民に誤解を与えることもあるのではないかとの意見もあった。
- ・キーボードがついていないタブレット型パソコン、スマートフォンであれば、持ち込みを許可してはどうかとの提案があったが、通信機能の活用等について意見が分かれ、合意には至らなかった。

サ、新規事業概要調書の活用

- ・議案審議において、新規事業についての概要調書の資料提出を市へ要求し、議案の内容について理解を深め、審議の活性化を図ることについて合意した。

シ、議員全員協議会の定例化

- ・議会閉会中において、議員全員協議会の開催を定例化し、市側からの報告を受ける機会を積極的に設けることについて合意した。
- ・常任委員会における所管事務等の報告のあり方については、引き続き検討を重ねる。

(3) 議会からの情報発信

ア、インターネット中継のあり方

- ・市民による動画配信や本会議に限らず委員会等の配信についても、幅広く検討すべきである。
- ・議会として、以前から予算要望をしてきており、実現に向けて市長部局へ要望を継続し、その結果を見ながら協議を継続している。
- ・委員会の総意として、直ちに本会議のインターネット配信を実現することを求めることで合意した。具体的な方法や費用については、議会広報委員会の調査結果を尊重する。